資料5

今後の評価委員会のあり方について

【趣旨】　地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人における年度計画および年度評価が廃止されることから、令和７年度以降の評価委員会の開催方法を見直しする必要がある。

〈事務局案〉 法定の見込評価（５年目）や期間評価（目標期間終了後）等がない年度は、法定の評価に向け、法人の経営状況や計画の進捗状況を把握するために、年に１回は評価委員会に対し、同法に基づく事業報告書や学校教育法に基づく自己点検評価報告書により中期計画の進捗状況を報告することとしたい。
　また、評価委員会への報告方法については、他都市の状況を参考としながら年度内に整理したい。

１　地方独立行政法人法の一部改正の概要

現行の制度では、公立大学法人および設立団体が、毎年度の年度計画および年度評価に関する業務により多大な事務量が生じており、リソース（資源）を教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないため、地方公共団体からの地方分権提案により、令和５年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の一部改正が行われ、公立大学法人に関しても、国立大学法人と同様に、中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置に関する指標を追加した上で、年度計画および年度評価を廃止することとされた。また、年度計画および年度評価の廃止については、経過措置として、令和６年４月１日以後に開始する中期目標の期間に中期計画について適用することとされた（ → 法改正の詳細は、別紙「参考資料２」のとおり）。

２　評価委員会の開催スケジュール（案）

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
中期目標		第2期				第3期						第4期
中期目標の期間		3年目	4年目	5年目	6年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	1年目
評価委員会	年度評価	○ R2実績	○ R3実績	○ R4実績	○ R5実績	年度評価廃止						
	見込評価			○						○		
	最終評価					○ 第2期評価						○ 第3期評価
※評価委員会の開催回数		**２回**	**２回**	**３回**	**４回**	**３回**	**（１回）**	**（１回）**	**（１回）**	**３回**	**４回**	**３回**
大学による自己評価		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○